



市役所からのお知らせ

平成30年度は固定資産評価見直しの年です

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、登記簿または固定資産補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人に課税する税金です。税額は次のような手順で決定します。

- ①固定資産(土地、家屋、償却資産)を評価し、価格(評価額)を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。
- ②課税標準額×税率=税額
 固定資産税=固定資産税課税標準額×1.4%
 都市計画税=都市計画税課税標準額×0.3%
 ※都市計画税は都市計画事業(道路・公園整備、土地区画整理事業など)の費用に充てるための目的税です。課税対象は、市街化区域内にある土地と家屋です。

▽土地・家屋については、3年ごとに評価を見直す制度がとられています

す。平成30年度は、この評価替の年にあたりますので、税額に増減が生じます。近年、福岡市近郊の市町村では土地の需要が高く、一部地価が上昇しています。

▽税額などを記載した納税通知書は4月上旬に納税義務者に送付します。添付されている課税明細書に資産ごとの評価額、課税標準額、税相当額を記載していますのでご確認ください。また、事業用の資産として使用している資産がある場合、所得税の確定申告にも利用できますので大切に保管してください。

【土地の評価】

総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。登記地目とその年の1月1日の現況が異なる場合は、現況の地目により評価します。

【家屋の評価】

新築や増築時に家屋調査を行い、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、評価額を算出します。

●家屋を建てたとき、取り壊したとき
 新築・増築した場合、原則として法務局で登記しなければなりません。また、家屋を取り壊した場合には、建物の登記を抹消する必要がありますので、

法務局で手続きしてください。なお、未登記家屋の新築・増築・取り壊しは、市・税務課への届出をお願いします。

●家屋の各種改修工事をした場合の減額措置
 耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修を行い、各種補助金を除いて50万円以上の自己負担金がある場合、家屋の翌年分の固定資産税が減額されます。これらの制度を利用する場合は、改修工事終了後3カ月以内に申告が必要となります。詳細については、固定資産税担当までお問い合わせください。

【償却資産の評価】

評価額は、毎年、提出される償却資産申告書の取得価額を基礎として、耐用年数に応じた価値の減少(減価)を考慮して算出します。

ただし、減少(減価)については、取得価額の5%までとなり、その資産を所有する限り毎年課税されます。

●問い合わせ先
 税務課 固定資産税担当

土地・家屋価格等縦覧簿の縦覧を行います

市が課税している全ての土地または家屋の評価額などを記載した縦覧帳簿を所有する物件に応じて見ることができ

きます。なお、償却資産については縦覧の対象ではありません。

●縦覧できる人 納税義務者本人または委任を受けた代理人

●期間・時間

4月2日(月)～5月1日(火)、
 8時30分～17時

※土・日曜日、祝日は除く。

●場所 税務課 固定資産税担当窓口

●縦覧に必要なもの

▽縦覧する人の官公署などが発行した本人であることを証する書面(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)
 ▽代理人の場合は納税義務者からの委任状

▽納税義務者が法人の場合は法人の代表者印を押印した委任状

※固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧については、本人資産に関わる部分に限り常に閲覧できます。

■平成30年度の固定資産税台帳に登録されている評価などの税の諸証明は、4月2日(月)から発行します。

●平成30年度固定資産税・都市計画税の納期限

- ▽第1期 5月1日(火)
- ▽第2期 7月31日(火)
- ▽第3期 10月1日(月)
- ▽第4期 12月25日(火)



はいぐうしゃこうじよ はいぐうしゃとくべつ
配偶者控除・配偶者特別控除が変わりました

平成30年1月から、配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました。平成30年分の年末調整や確定申告、平成31年度の市・県民税から新しい制度が適用されます。

●改正内容

▽配偶者控除、配偶者特別控除の両方について、納税義務者（扶養する人）の合計所得が900万円を越えると、控除額が減少し、1,000万円を超えると控除が受けられません。

▽配偶者特別控除について、控除が適用される配偶者の合計所得の上限が123万円まで拡大され、それに合わせて控除額が変更されました。

※市・県民税における改正後の控除額は別表のとおりです。

■具体的に何が変わるの？

扶養される配偶者の合計所得が上限を超えると、扶養する人の所得税額や市・県民税額が上がります。

今回の改正によって上限が拡大され、扶養される配偶者の合計所得が85万円（給与収入のみで150万円）までは、従来の38万円（同103万円）に抑えた場合と同じ税額に据え置かれることになっ

ため、働き方の幅が広がりました。

■103万円を越えてパートなどで勤務することを検討している人は、次の点に注意してください

▽健康保険などにおける扶養は税制上の扶養と要件が違いますので、ご加入の健康保険組合などに確認してください。

▽市・県民税においては、配偶者の収入が103万円を超えた場合、控除額は認められませんが、扶養の人数には数えられません。よって、非課税限度額算定の人数には数えられません。また、配偶者が障がい者であっても、障害者扶養控除の対象にはなりません。

▽市・県民税は個人の所得に対して課税されるため、配偶者の給与収入が96万5千円を超えると、配偶者自身にも課税されることがあります。

▽所得税と市・県民税では取扱いが異なる点がありますので、所得税についての内容は税務署にお尋ねください。

●問い合わせ先

▽市・県民税に関すること 市税務課 市民税担当 ☎(923) 1111

▽所得税に関すること 筑紫税務署 ☎(923) 1400

配偶者の合計所得金額		【参考】 配偶者が給与収入のみの場合対応する収入金額	納税義務者（扶養する人）の合計所得金額 【参考】扶養する人が給与収入のみの場合対応する収入金額			
			900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	38万円以下	配偶者が70歳未満	103万円以下	33万円	22万円	11万円
		配偶者が70歳以上	103万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下	103万円超 155万円以下	33万円	22万円	11万円	
	90万円超 95万円以下	155万円超 160万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	160万円超 166万8千円未満	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	166万8千円以上 175万2千円未満	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	175万2千円以上 183万2千円未満	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	183万2千円以上 190万4千円未満	11万円	8万円	4万円	
	115万円超 120万円以下	190万4千円以上 197万2千円未満	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	197万2千円以上 201万6千円未満	3万円	2万円	1万円	
	123万円超	201万6千円以上	対象外	対象外	対象外	

※夫と妻の両方が配偶者特別控除を受けることはできません。
 ※前年の12月31日（前年中に亡くなった場合は亡くなった日）の現況で判断します。
 ※事業専従者や内縁の妻または夫は対象外です。

消防団をコミュニティの区域にあわせて改編します

筑紫野市消防団は、筑紫野市制当時から、本部と旧一町四村の5分団で組織され、消防団活動を行ってきましたが、市内7コミュニティが発足し、地域防災などの課題解決のためには各コミュニティ運営協議会との連携が欠かせないことから、コミュニティの区域にあわせて二日市東分団と筑紫南分団を新設すること

●筑紫野市消防団組織の新旧比較表

改編前(旧)	改編後(新)
本部	本部分団
二日市分団	二日市分団
山口分団	二日市東分団
御笠分団	山口分団
山家分団	御笠分団
筑紫分団	山家分団
	筑紫分団
	筑紫南分団

(平成30年4月～)

となりました。

また、平成21年度から組織された女性班の組織運営の活性化を図るために、本部分団を新設し、平成30年4月から8分団体制に組織を改編します。

保留地を販売します

- 販売方法 一般競争入札
- 申込書配布受付期間 3月26日(月)～4月20日(金)、9時～17時
- ※土・日曜日を除く
- 申込書配布受付場所および入札会場 筑紫駅西口区画整理事務所
- 市内大字筑紫(636・1)

- 入札日時
- ▽物件① 5月31日(木)、受付時間10時30分～10時55分、開始時間11時～
- ▽物件② 5月31日(木)、受付時間13時30分～13時55分、開始時間14時～
- 申し込み・問い合わせ先

区画整理課(筑紫駅西口区画整理事務所)
 ☎(926)4638
 ▼(926)4639
 ▼電子メール kukakuseiri@city.chikushino.
 fukuoka.jp

●詳細な内容をホームページに掲載しております。

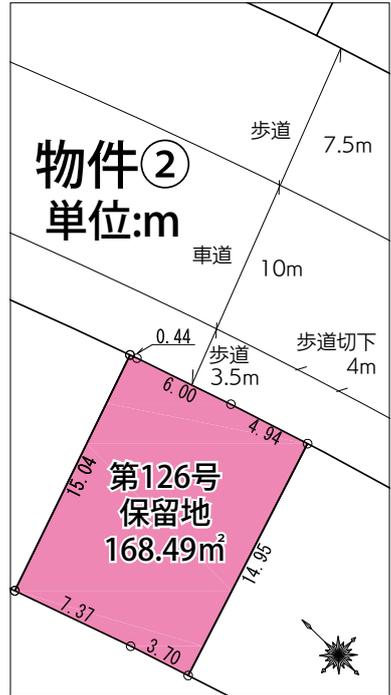
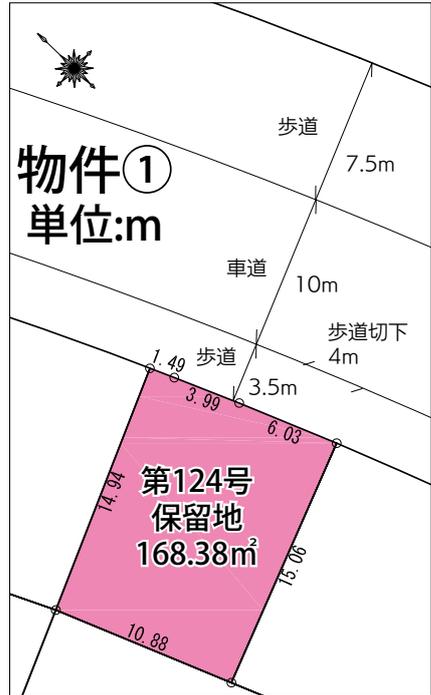
●物件 筑紫駅西口区画整理事業地内の保留地(2区画)

物件	番号	位置	面積	予定価格	用途地域
物件①	保留地 124号	54街区 10画地	168.38㎡	13,980,000円	第1種住居地域
物件②	保留地 126号	54街区 12画地	168.49㎡	14,120,000円	第1種住居地域

●保留地位置図



●保留地詳細図





「障害」の「害」の字をひらがな表記にします

本市では新たに作成する行政文書などにおいて、「障害」の「害」の字については原則としてひらがなで表記することとしたのでお知らせします。

これまででは、法律名が漢字であること、障害のある人にとって生活しづらい「障壁」は社会の側にあることから「障害」と漢字で表記してきました。

「害」の字の表記については、さまざまな意見がありますが、「害」の字が与える負のイメージにより不快に感じる人に配慮するとともに、障がい者に対する心ない誤解や差別の解消を促進するために「障害」の表記を「障がい」と「害」の字をかな表記に改めることにしました。

これを機会に、今一度「障がい」について考えていただきたいと思えます。ただし、法律の題名や条例規則、その他の機関、団体、大会名等の固有名称などひらがな表記をすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解される恐れがある場合は、これまでどおり漢字で表記します。

- 実施時期 4月1日から
- 問い合わせ先 生活福祉課 障がい者福祉担当

第66回 介護者のつどい「なぜ今、在宅医療なの？」

4月から介護保険制度が大幅に改正されることで、介護や在宅医療問題などで、対応が大きく変化することになりそうです。

一緒に考えてみませんか？ぜひ、ご参加ください。(参加無料、申込不要)

- 日時 5月8日(火)、13時30分～15時30分
- 場所 生涯学習センター3階視聴覚室
- 講師 筑紫医師会在宅医療介護連携支援センター相談員 白武 糸織さん(看護師)
- 田代 麻梨さん(社会福祉士)
- 駐車場には限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- 問い合わせ先 高齢者支援課

国民年金の保険料が変わります

● 平成30年度(平成30年4月～31年3月)の国民年金保険料

- 月額1万6340円
- 前もってまとめて納めると保険料が割引される「前納」や「口座振替」、「ク

レジット納付」といった納付方法もあります。保険料の割引額などの詳細はお問い合わせください。

- 問い合わせ先 ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 (ナビダイヤル)
- ※050から始まる電話でかける場合 ☎03(6700)1165

学生納付特例の受付が始まります

平成29年度中に学生納付特例の承認を受けていた人も、年度ごとに毎年申請が必要です。平成30年度分(平成30年4月～平成31年3月)の申請は、4月から受付を開始します。

- 申請に必要なもの(本人が手続きする場合) 学生証または在学証明、本人確認書類、印鑑
- ※前年の所得によっては離職票などが必要な場合があります。
- 問い合わせ先 国保年金課 医療年金担当

就学援助の申請手続き

経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童および生徒の

保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を行う就学援助の制度があります。

- 受付期間 受付は4月2日(月)から随時行います。認定・支給は申請した月(前住所地との重複支給はありません)から平成31年3月31日までです。5月末日までに申請した人は4月分からの支給となります。
- 受付場所 市内小中学校、市学校教育課
- 対象
 - ①生活保護の停止、廃止を受けて1年以内の世帯
 - ②市民税が非課税または減免の適用を受けている世帯
 - ③児童扶養手当を受給している世帯
 - ④平成29年度市民税所得割額が、認定基準額以下の世帯

- ※認定基準額は、15歳以下の子ども2人までの世帯は9万7200円。以降、子どもが1人増えるごとに、調整額2万1300円を加算した額。
- ※6月1日以降に申請した人は、平成30年度市民税所得割額により認定します。
- ※早期受付期間中に申請した人は再度申請する必要はありません。
- ※詳細は、市ホームページでお知らせしています。市ホームページ「学校教育」→「就学援助」
- 問い合わせ先 学校教育課

「筑紫野市事務事業外部評価委員会」の市民委員を募集します

市が実施する事務事業について、目的の妥当性、有効性および効率性などを外部の第三者により審議する「筑紫野市事務事業外部評価委員会」の市民委員を募集します。

- 応募資格 次の全てに該当する人。
 - ① 市内在住の人
 - ② 委員会に出席できる人
 - ③ 市政について、熱意と関心がある人
- ※すでに三つ以上の市の付属機関（審議会、委員会、審査会など）の委員として、就任している人は応募できません。
- 任期 2年
- ※委員会は、8月～12月頃までの月～金曜日で9時～17時（予定）の会議を4回程度開催する予定です。
- 募集人員 3人（男性1人、女性1人、男女問わず次点の人1人）
- 応募方法 小論文（未発表のものに限ります。応募作品は返却できません）とともに、「住所・氏名（ふりがな）・性別・生年月日・電話番号」を明記して郵送、直接持参、電子メールいずれかの方法で応募してください。また、すでに市の付属機関などの委員に就任して

いる人は、その付属機関名も記入してください。

● 小論文 「いま、筑紫野市に求められている取り組み」をテーマに、400字詰め原稿用紙2枚程度。

● 募集期間 4月1日（日）～4月20日（金）、17時必着

● 委員選任のための審査 小論文を選考委員会で審査し、委員の選任を行います。また、応募者全員に審査結果を通知します。

● 申し込み・問い合わせ先
〒818-8686（住所記入不要）

企画政策課 企画政策担当

▽ 電子メール
kikaku@city.chikushino.fukuoka.jp

住宅用エネルギーガイド導入促進事業を実施します

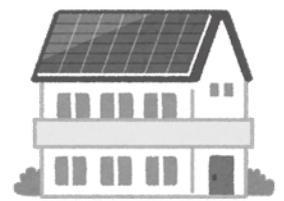
地球温暖化対策として住宅用太陽光発電システムなどを設置しようとする人を対象に補助金を交付しています。

● 対象システムおよび補助金の額

▽ 住宅用太陽光発電（太陽光発電システム）

1キロワット当たり2万5千円（最高10万円）

▽ 民生用燃料電池（エネファーム）
一律10万円



● 補助対象者（全てを満たす必要がありません）

▽ 住んでいる自宅や、または住もうとしている住宅（店舗などの併用住宅を含む）にシステムを設置しようとする市民

▽ 市内事業者（市内の事業所、市内に住所がある個人事業主）と工事請負契約を締結して設置する人

▽ 同じ住宅への対象システムの設置において補助金交付を受けていない人

▽ 住宅用太陽光発電については、電力会社と電力需給契約を締結して設置する人

▽ 世帯全員の市税を滞納していない人

▽ 暴力団員などと密接な関係を有しない人

● 注意事項

住宅用太陽光発電（太陽光発電システム）・民生用燃料電池（エネファーム）ともに次のことに注意が必要です。

▽ 工事前の事前申請であること。

▽ 実績報告書を2月末日までに提出すること。

● 問い合わせ先 環境課

浄化槽設置費用の一部を補助します

生活排水（台所、洗濯機、風呂場などから排出される水）による水質汚濁を防止するため、浄化槽設置費用の一部を予算の範囲内で補助します。

● 補助対象

専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする人。単独処理浄化槽（し尿のみ処理）から合併処理浄化槽（し尿と雑排水を処理）への切替えを含む。ただし、次の区域への設置を除きます。

- 公共下水道の認可区域
- 地域し尿処理施設の処理区域
- 大型合併処理浄化槽の処理区域
- 農業集落排水施設処理区域

● 補助金額

- 人槽区分・補助限度額
- ▽ 5人槽・33万2千円
- ▽ 6～7人槽・41万4千円
- ▽ 8～10人槽・54万8千円

● 申請期間

4月2日（月）～12月28日（金）

▽ 設置や維持管理に関する問い合わせ先

筑紫保健福祉環境事務所 地域環境課 ☎（513）5611

▽ 補助金申請に関する問い合わせ先
市環境課 ☎（923）1111



筑紫野市の歌のCDを無料配布します

市の歌を多数収録したCD「ちくしのコレクション」を無料配布します。

●収録曲

- ①つくしのロックンロール
 - ②筑紫野恋歌
 - ③筑紫野音頭
 - ④筑紫野市歌
 - ⑤紫いろのふるさと
 - ⑥つくしのロックンロール(カラオケ)
 - ⑦筑紫野恋歌(カラオケ)
- ※直接受け取りに来てください。
※「つくしのロックンロール」はダンス動画DVD(振り付け解説付き)もあります。

●配布場所・問い合わせ先 総務課

生垣推進協力補助金を交付します

生垣を新たに設置する人に、補助金を交付しています。

●対象となる生垣 生垣の長さ3m以上(1mにつき2本以上列植・樹木の高さ1m以上)

- 対象 市内に住宅用地を所有し、新たに生垣を設置する人
- 過去に交付を受けた人や生垣のやり直し、補修などは対象外です。
- 生垣の設置場所などには基準があります。詳しくは問い合わせください。
- 生垣の長さ・補助金額
 - ▽3m以上4m未満・2万円
 - ▽4m以上、3mから1m増すごとに2千円を加算(上限5万円)
- 生垣を設置する前に市への申請が必要となります。

●受付開始日 4月2日(月)

●注意事項

- ▽生垣設置後、職員が確認し補助金の額を確定します。
- ▽補助金の交付を受けた場合は、適正な管理などの遵守事項があります。
- ▽予算の範囲での交付となります。
- 他にも交付要件があります。詳しい内容、申請様式は、市ホームページを確認または担当まで問い合わせください。

●問い合わせ先 都市計画課

嘱託職員(保健師)を募集します

健康推進課では、京町児童センターに勤務する嘱託職員を募集します。

- 職種 保健師
- 募集人数 1人
- 勤務内容 京町児童センターを拠点とした保健師業務(健康相談・健康教育・家庭訪問など)
- 応募資格 次の要件を全て満たしている人
 - ▽保健師の資格取得者
 - ▽普通自動車運転免許取得者
 - ▽パソコン操作ができる人
- ▽地方公務員法第16条に該当していない
- 報酬 月額20万1800円(交通費支給制度あり、賞与なし。時間外勤務手当は別途支給)
- 社会保険 健康保険、厚生年金および雇用保険にかかる保険料の本人負担分があります。
- 勤務時間 月々金曜日の週5日、9時～17時30分(1日7時間45分勤務、45分休憩)
- 勤務場所 京町児童センター(市内)

二日市北4-1-5)

- 休日、休暇 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)有給休暇(年17日)、特別休暇あり。年数回、土・日曜日に勤務する場合があります。
- 任用期間 6月3日～平成31年3月31日
- 申込受付期間 4月2日(月)～13日(金)
- ※土・日曜日を除く
- 申込方法 筑紫野市嘱託職員公募申込書に必要事項を記入し、持参または郵送してください。
- 提出書類 筑紫野市嘱託職員公募申込書(市ホームページからダウンロード可)、保健師免許証の写し
- 選考方法 書類および面接試験
- ※面接日は申込者に別途通知します。
- 送付・問い合わせ先
 - ▽郵送(あて先) 〒818-0013 市内岡田3-11-1 健康推進課(カミィリヤ内)
 - ▽☎(920)8611
 - ▽FAX(926)6006
 - ▽電子メール kenkou@city.chikushino fukuoka.jp

「まちを見つめよう学級」
学級生募集

「まちのこと」をもっと振り返ろう、
考えよう」

私たちの身近な日常生活を振り返ってみると、まちの行政や選挙と深く関わっていることがたくさんあります。そんな私たちの「まちのこと」について学んでみませんか？ 学習内容は学級の中で年間計画を立てて進めていきます。

【平成29年度の学習実績】

- 5月 開級式、講話
- 6月 防災出前講座
- 7月 健康づくりについて
- 8月 グループワーク
- 9月 観光PRについて
- 10月 館外学習「熊本城の復興状況視察」
- 11月 館外学習「筑紫女学園大学学生と情報交換会」
- 12月 筑紫地区政治学級生社会見学
- 1月 筑紫地区リーダー研修会
- 2月 文化財について
- 3月 閉級式（年間反省会）
- 開催日時 5月～平成31年3月の原則第3水曜日、13時30分～（2時間程度）



- 主な開催場所 生涯学習センター3階学習室6
- 募集人数 若干名
- ※応募多数の場合は抽選
- 応募期限 4月16日（月）まで
- 会費 年間1000円
- 申込方法 電話またはFAXで住所・氏名・電話番号をお知らせください。FAXの場合は「まちを見つめよう学級申し込み」と明記してください。
- 申し込み・問い合わせ先 選挙管理委員会事務局
FAX (923) 2039

立明寺のタブノキに文化財説明板を設置しました

県指定天然記念物の立明寺のタブノキは、樹高16・4メートル、周囲5・12メートルを誇る県内有数の大木です。

文化情報発信課では、平成28年度から2年にわたり整備事業に取り組み、きました。樹木の成長を促すために、



枯枝のせん定や塀を撤去し、樹勢の回復に努めたことよって、順調に成長していることが樹木医の診断により確認されています。

自然の壮大さを存分に味わうことができますので、ぜひ立明寺のタブノキをご覧ください。

●場所 市内大字立明寺60-1

※敷地は私有地のため外からご覧ください。現地に駐車場はありません。

●問い合わせ先 文化情報発信課（歴史博物館内）☎(922)1911

●周辺地図



あんぜん あんしん みず りょう
安全で安心な水の利用を

市では、保健衛生や火災対策など住民福祉の向上と安全で安心して使用できる飲料水の確保を目指し、水道水の供給に努めています。

水道水は、水道法などで細かく水質基準が定められ、市でも定期的に水質検査を行っています。

給水区域内で水道水を利用していない人は、利用の検討をお願いします。

水道水を利用する場合は、市指定給水装置工事事業者へ申し込んでください。申請から施工までを行い、工事完了後、市が検査します。

利用には工事費のほかに加入金や手数料が必要です。(井戸から水道水への切り替えは加入金の減免規定があります)

詳細は、市ホームページをご覧ください。

●問い合わせ先

上下水道工務課 給排水担当

☎(923)7172

こうほう し
広報ちくしの・市ホーム
けいさいこうこく ぼしゅう
ページへの掲載広告募集

広告掲載料、申込方法など、詳細は広告取扱代理店にお問い合わせください。

【広報ちくしの】

●対象号 平成30年5月1日号～平成31年4月15日号の24号

●発行部数 41,500部(4月現在)

【市ホームページ】

●ホームページアドレス

<http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/>

●掲載対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

●トップページアクセス数

55,724件(平成29年度、月平均)

※参考値であり、アクセス数を保証するものではありません。

【共通】●平成30年度広告取扱代理店

株式会社ホープ ☎716(1404)

●広報紙・市ホームページについての問い合わせ先 秘書広報課



”生活”と

つなぎたかった!

そのだひさこ

二月、道路の両側がきれいな白い雪景色のなか、八木山バイパスの渋滞。やっと、やっと間に合った田川市のある中学校の子どもたちの人権集会!会場の図書室へ。「こんにちはは!」の声が次々に押しよせた。その人懐かしい子どもたちの笑顔の声々に運転で硬直した疲れがふわふわ溶け

た。

絵本『いのちの花』を出版して16年。この絵本は、寛政12(1800)年、被差別地区のあるむらの人々が濡れ衣を着せられ、五人の青年が自らの命を捧げて、自分たちのむらを守った史実を著したものだ。絵本は一見簡略で使いやすいので、一応作者の私が近くに生きていても、パソコンに取りこみ、きれいな丸木俊さんの絵を見せ、物語を解説して終える。分かっていた結果ではあるが、何とも悲しく残念でたまらない。

ユニークである。まず、絵を見せず私の詩だけで学習を深め、好きな詩を選ばせその感想画を発表し自由に表現させる。その後クラス内で互いの発表と交流を行い、その中から選ばれた感想画を人権集会の中で発表し合う。次々に発表される感想画をその場で見せてもらい、即興で感想と批評を行うのが私の役目である。その人権集会で、子どもたちの代表による絵本の朗読劇が行われ、その時、子どもたちは初めて丸木俊さんの圧倒的な原画を目にすることに。原画は美しくすばらしいが、子どもたちの感想画もまた全員違って面白い。

感想画は視覚的に美しい「土手の彼岸花が夕日に美しく／はえとった」の詩の画面が多かったが、画面全部に大きな目と真ん中にくっきり目玉を描いたモノトーンに近い絵が印象的だった。目の中にもかすかな赤で彼岸花が描かれていた。目は口ほどにも「をいう!と作者の女の子は発表した。犯人(とされる人)を見つめる目、本当の犯人、本当の事実をしつかり見詰めようと目など、大きく見開いた目がいろいろ観る者に訴える力をもって迫ってくる感想画だった。

もう一つは五人衆の墓の絵 (庭)が描きこまれている感想画だった。「むら」を救うために犠牲になった五人には家族や生活があつたはず、だから画面でも家・生活を描くことで、五人と五人の生活を つなぎたかった、と。青年たちがどのように選ばれたのか、どのように名のり出たのか、みんなが思いをはせるしかない。この感想画は五人のかけがえのない家庭や生活を画面に描き登場させることで、そこを救うために名のりで五人の思いと残された家族の悲しみが同時に表現されていた。

●問い合わせ先 教育政策課 人権・同和教育担当